

佐賀県告示第 103 号

佐賀県文化財保護条例（昭和 51 年佐賀県条例第 22 号）第 32 条第 1 項の規定により、佐賀県名勝として次のとおり指定する。

令和 5 年 4 月 25 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県名勝

記号番号	種別	名称	員数	所在地	所有者
名第 2 号	佐賀県名勝	旧高取家住宅 庭園	—	佐賀県唐津市北城 内 5 番 40 号	唐津市